

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、本計画に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

県は、保健所設置市、感染症指定医療機関³、医師会⁴等医療関係団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される県連携協議会を設置し、本計画等について協議を行うとともに、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時（患者等発生後の対応時⁵以外の状態をいう。以下同じ。）より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

【図3 感染症指定医療機関の種別】

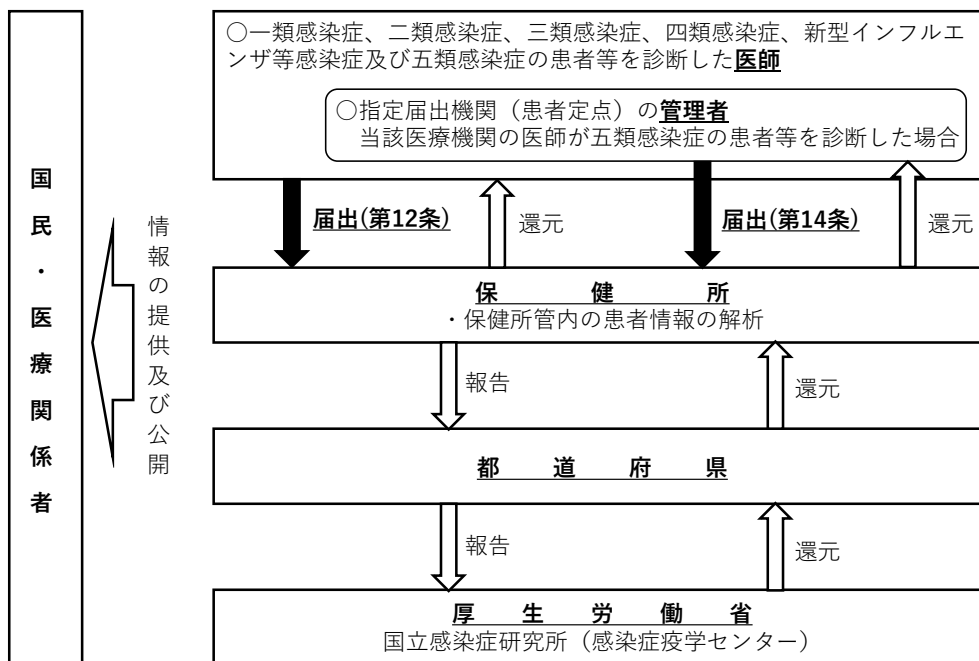
特定感染症指定医療機関	新感染症の患者に係る医療を行う医療機関。
第一種感染症指定医療機関	一類感染症、二類感染症（結核を除く。）及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療を行う医療機関。
第二種感染症指定医療機関	二類感染症（結核を除く。）及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療を行う医療機関。
結核指定医療機関	感染症法による公費負担医療を担当する病院や診療所、薬局等。
第一種協定指定医療機関	患者の入院を受け入れる内容の通知を受けた医療機関又はその内容の協定を締結した医療機関であって、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の入院を担当する医療機関。
第二種協定指定医療機関	発熱外来又は宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する内容の通知を受けた医療機関又はその内容の協定を締結した病院若しくは診療所又は薬局であって、外出自粛対象者の医療を担当する医療機関。

³ 法律で定められた特定の感染症に罹患した患者の入院治療を行う医療機関。各種医療機関については、図3を参照。

⁴ 県医師会、郡市医師会及び群大医師会を指す。

⁵ 法第4章又は法第5章の規定による措置が必要とされる状態。

【図4 発生動向調査の体系図】



2 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者等（患者のほか、無症状病原体保有者⁶、感染症死亡（疑い）者の死体、疑似症患者⁷、新感染症にかかっていると疑われる者若しくは新感染症の所見がある者のいずれかを指す。以下同じ。）に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

また、県及び市町村⁸は、感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を

⁶ 感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。

⁷ 一類、二類（急性灰白髄炎、ジフテリアを除く。）感染症、新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈す者で、法第12条の届出の対象となる者。

⁸ 県内35市町村を指す。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理⁹の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査や疫学的視点を重視した総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）、医師会等の関係団体及びその他の関係者が適時適切に連携を図る。

また、本計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた各種計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行う。

5 県及び市町村の果たすべき役割

- (1) 県及び市町村は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集・分析・公表、研究の推進、人材の養成・資質の向上・確保、迅速かつ正確な検査体制の整備及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。この場合、県及び市町村は、感染症の発生及びまん延防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。
- (2) 県連携協議会は、本計画の策定等を通じて、県等その他の関係者との平時からの意思疎通、情報共有及び連携の推進を目的として設置することとし、県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、必要に応じて、各論点ごとに議論する役割に分けることも可能とする。
- (3) 保健所設置市は、基本指針及び県が策定する予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、県連携協議会等を通じて、予防計画を策定する段階から、県と連携して感染症対策を行う。
- (4) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、また、群馬県衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」という。）は、県における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、それぞれの役割を十分に果たすため、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行う。
- (5) 県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣並びに国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する

⁹ 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

体制を構築する。また、新型インフルエンザ等感染症等¹⁰に係る発生等の公表¹¹が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等¹²が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間¹³」という。）には、情報集約、地方公共団体間調整及び業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。

- (6) 県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力を構築する。

- (7) 市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等の県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供及び相談対応を通じて、住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止等を図る。

6 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、偏見や差別により感染症の患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

7 医療関係者の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、第一―6に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。
- (2) 病院、診療所、病原体等の検査機関及び高齢者福祉施設¹⁴等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

¹⁰ 新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、指定感染症及び新感染症を指す。また、本計画では、新興感染症(次頁)という。

¹¹ 法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定にされる新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表のこと。

¹² 法第36条の2第1項及び第63条の4に規定されるものを指し、法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表又は第53条第1項の規定により政令で定める期間の終了までのこと。

¹³ (脚注13)が行われたときから(脚注14)が行われるまでの間。

¹⁴ 老人福祉施設。老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

- (3) 保険医療機関又は保険薬局¹⁵は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、県及び市町村が講ずる措置に協力する。特に、公的医療機関等¹⁶、地域医療支援病院¹⁷及び特定機能病院¹⁸は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を的確に講ずるため、知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講ずる。

8 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、第一―6に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者¹⁹の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。
- (2) 動物等取扱業者²⁰及び畜産農業者²¹等は、第一―6に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。

9 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要な位置付けとなっていることから、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に推進していく。

連携協議会委員等からの意見・要望

- ・感染症発生公表前の早い時期に、初期段階での対応について、医師会が県等と相談できる窓口があるとよい。

¹⁵ 健康保険法第64条及び第65条に規定される保険医療機関を指す。

¹⁶ 法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等を指し、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの。

¹⁷ 医療法第4条に規定する地域医療支援病院を指す。

¹⁸ 医療法第4条の2に規定する特定機能病院を指す。

¹⁹ 獣医師や愛玩動物看護師等を指す。

²⁰ 法第5条の2第2項に規定する動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者を指す。

²¹ 乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとりなどの飼養、ふ卵、育すうに従事するもの。